

議案第十三号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「区長は、次に掲げる規定に基づく証明を、」を削り、「無料で行うことができる」を「法律で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができる」とされている場合であつて、当該法律に規定する者が証明書の交付を請求するときは、無料とする」に改め、同項各号を削る。

別表第一の三の項中「一万八千円」を「一万九千円」に改め、同表の四の項中「一千万円」を「一千万円」に改め、同表の五の項中「二万二千円」を「二万六千円」に、「三千二百円」を「三千七百円」に改め、同表の六の項中「一万六千円」を「二万千円」に、「三千二百円」を「三千七百円」に改め、同表の十六の項中「二万二千円」を「三万六千円」に、「一千万円」を「一千万円」に改め、同表の十七の項中「七千四百円」を「九千七百円」に改め、同表の十八の項中「二万二千円」を「三万六千円」に改め、同表

の二十の項から二十二の項までの規定中「一万六千円」を「二万四千元」に改め、同表の六十二の項の次に次のように加える。

六十二の二 薬事法（昭和三十五年法律  
 第四百十五号）第四条の規定に基づく  
 薬局開設の許可の申請に対する審査

薬局開設許可申請手数料	一件につき 三万四千 百円	許可申請 のとき。
薬局開設許可更新申請手数料	一件につき 一万二千 七百元	許可更新 申請の とき。

別表第一の六十三の項中「（昭和三十五年法律第四百十五号）」を削り、「第二十六条  
 第一項」の下に「、第二十八条第一項」を、「一般販売業」の下に「、薬種商販売業」を  
 加え、「二万九千円」を「三万四千元」に、「一万千円」を「一万二千七百元」に改め、  
 同表の六十四の項中「第三条」を「第四十五条」に改め、「基づく」の下に「薬局開設又  
 は」を、「医薬品の販売業」の下に「（一般販売業、薬種商販売業及び特例販売業に限  
 る。）」を加え、「（一般販売業及び特例販売業に限る。）」を削り、「医薬品販売業」  
 を「薬局開設許可証又は医薬品販売業」に、「二千元」を「二千五百円」に改め、同表の  
 六十五の項中「第四条」を「第四十六条」に改め、「基づく」の下に「薬局開設又は」を、  
 「医薬品の販売業」の下に「（一般販売業、薬種商販売業及び特例販売業に限る。）」を  
 加え、「（一般販売業及び特例販売業に限る。）」を削り、「医薬品販売業」を「薬局開  
 設許可証又は医薬品販売業」に、「二千九百元」を「三千五百円」に改め、同項の次に次

のように加える。

<p>六十五の二 薬事法第十二条並びに薬事法施行令第八十条第一項第一号及び第四項の規定に基づく薬局製造販売医薬品（同令第三条第三号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>六十五の三 薬事法第十三条第一項及び第三項並びに薬事法施行令第八十条第一項第二号及び第四項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査</p>		<p>六十五の四 薬事法施行令第五条第一項及び第四項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の書換え交付</p>	<p>六十五の五 薬事法施行令第六条第一項及び第五項並びに第十三条第一項及び第五項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の再交付</p>
<p>薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換え交付手数料</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付手数料</p>
<p>円 一件につき 七千二百</p>	<p>円 一件につき 四千四百</p>	<p>円 一件につき 一万三千八百円</p>	<p>円 一件につき 二千四百</p>	<p>円 一件につき 三千四百</p>
<p>許可申請のとき。</p>	<p>許可更新申請のとき。</p>	<p>許可申請のとき。</p>	<p>書換え申請のとき。</p>	<p>再交付申請のとき。</p>

六十五の六 薬事法第十四条第一項及び第九項並びに薬事法施行令第八十条第一項第一号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の承認の申請に対する審査		薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料	一件につき 百四十円	承認申請のとき。
薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料		一件につき 百四十円	一部変更承認申請のとき。	

別表第一の六十六の項中「一万四千七百円」を「一万六千九百円」に、「六千四百円」を「七千四百円」に改め、同表の六十七の項中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同表の六十八の項中「四千元」を「四千九百円」に改め、同項の次に次のように加える。

六十八の二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	一件につき 四千六百円	免許申請のとき。
六十八の三 麻薬及び向精神薬取締法第十條第一項の規定に基づく麻薬小売業者の免許証の再交付	麻薬小売業者免許証再交付手数料	一件につき 三千二百円	再交付申請のとき。

別表第一の百の項中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に改め、同表の百二の項中「第五十七条の二第三項」を「第五十七條の五第三項」に改め、同表の百十七の項中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五

項」に改め、同表の百十八の項中「複数建築物に関する」を「一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る」に、「総合的設計による一団地の」を「一団地内に建築される一又は二以上の構えを成す」に、「二である」を「一又は二である」に改め、同表の百十九の項中「複数建築物に関する」を「一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る」に改め、同表の百十九の項中「複數建築物に関する」を「一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る」に、「総合的設計による一団地の」を「一団地内に建築される一又は二以上の構えを成す」に、「容積率又は各部分の高さ」を「各部分の高さ又は容積率」に、「二である」を「一又は二である」に改め、同表の百十九の三の項中「複數建築物に関する」を「一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る」に、「容積率又は各部分の高さ」を「各部分の高さ又は容積率」に改め、同表の百二十の項中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同表の百二十の二の項中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同表の百二十一の項中「複數建築物」を「一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る特例」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の百の項、百二の項及び百十七の項から百二十一の項までの改正規定は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

薬局開設許可申請手数料等を定めるとともに、建築基準法及び薬事法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る等の必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（無料取扱い）</p> <p>第六条 杉並区の区域内に戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六条に規定する本籍を定めていた者又は定めている者の戸籍について、法律で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができることとされている場合であつて、当該法律に規定する者が証明書の交付を請求するとき は、無料とする。</p>	<p>（無料取扱い）</p> <p>第六条 区長は、次に掲げる規定に基づく証明を、杉並区の区域内に戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六条に規定する本籍を定めていた者又は定めている者の戸籍について、無料で行うことができる。</p> <p>一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第四百四条</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十五条</p> <p>三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年</p>

- 
- 2  
略
- 四 法律第二百二十八号）第一百十四條  
地方公務員等共済組合法（昭和三十七  
年法律第五十二号）第四百四十四條の二  
十五
  - 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八  
年法律第二百四十五号）第六條
  - 六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する  
法律（平成六年法律第一百七号）第四十  
八條